

奈良県景観計画に基づく  
届出の手引き

奈良県景観・自然環境課

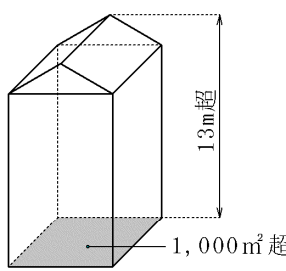
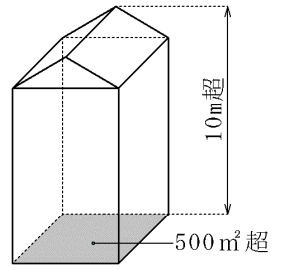
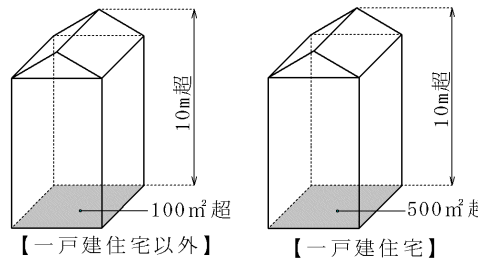
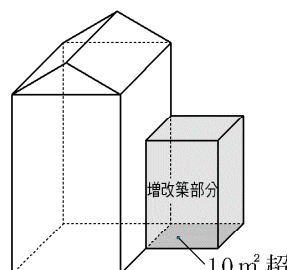
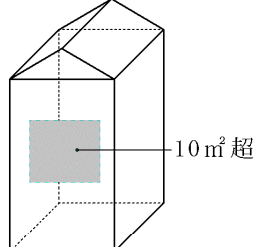
# 目 次

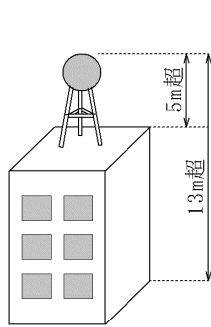
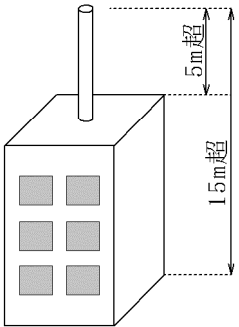
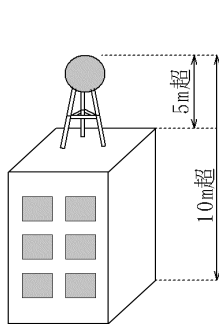
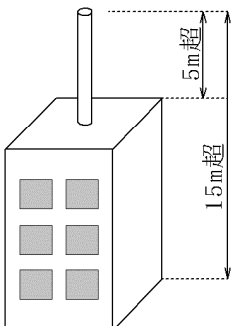
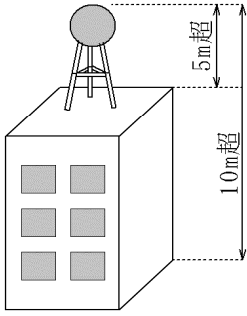
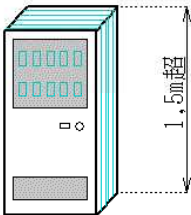
1	届出が必要な行為	
(1)	届出対象行為	1
(2)	届出対象区域	5
(3)	届出対象外となる行為	7
2	景観形成の基準	
(1)	一般区域・広域幹線沿道区域	9
(2)	第1種・第2種特定区域	11
(3)	色彩基準	13
(4)	緑化面積の取り方	15
(5)	色彩の表記方法	15
(6)	日本塗装工業会標準色とマンセル値の変換方法	16
3	届出の手順	
(1)	届出の流れ	17
(2)	届出先	17
(3)	届出に必要な書類	18
4	届出の記入例	
(1)	届出書の記入例	20
(2)	チェックシートの記入例	29
(3)	図面の作成例	37

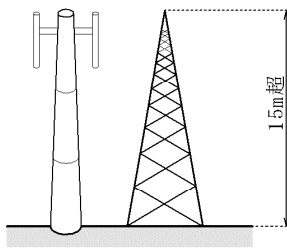
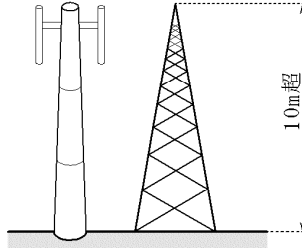
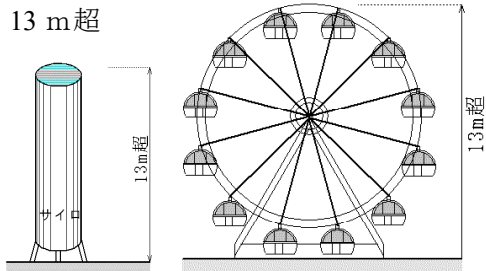
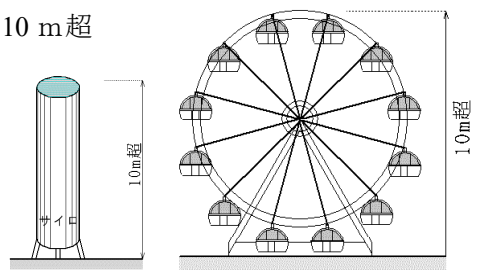
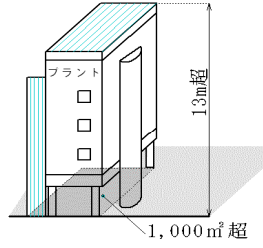
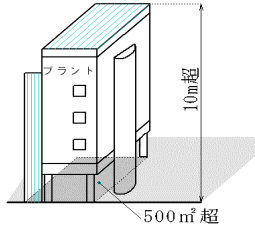
# 1 届出が必要な行為

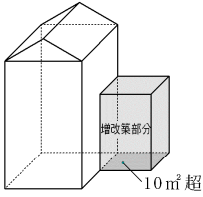
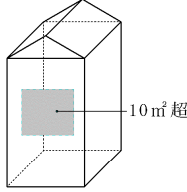
次に掲げる行為については、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知が必要となります。

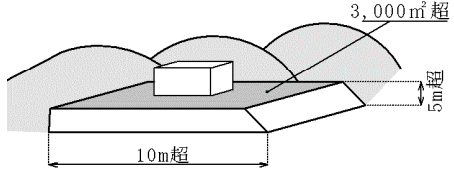
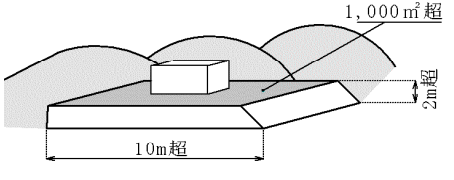
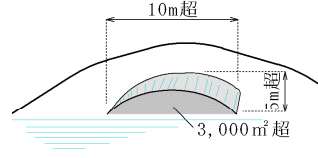
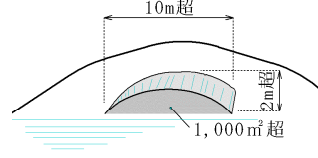
## (1) 届出対象行為

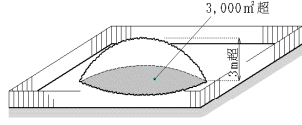
行為の区分		景観計画区域	届出を要する規模
建築物の建築等	新築又は移転	一般区域	建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 超 又は 高さ 13 m超 
		広域幹線沿道区域	建築面積 500 m <sup>2</sup> 超 又は 高さ 10 m超 
		第1種特定区域 第2種特定区域	【一戸建住宅以外】 建築面積 100 m <sup>2</sup> 超 又は 高さ 10 m超  【一戸建住宅】 建築面積 500 m <sup>2</sup> 超 又は 高さ 10 m超 
	増築又は改築	全ての区域	増築又は改築に係る 建築面積 10 m <sup>2</sup> 超  (増改築前又は増改築後において 新築・移転の届出が必要な規模 の建築物に限る) 
外観を変更することとなる改修、模様替又は色彩の変更	全ての区域	改修、模様替え、色彩の変更に 係る面積 10 m <sup>2</sup> 超  (改修前において新築・移転の 届出が必要な規模の建築物に 限る) 	

行為の区分		景観計画区域	届出を要する規模
新設又は移転 建築物の建設等	建築物と一体となつて設置されるもの	一般区域	<p>建築物の上端から            工作物の上端までの高さ 5 m 超            かつ            地盤面から工作物の上端までの高さ 13 m 超</p>   <p>(鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物の場合は、地盤面から工作物の上端までの高さ 15 m 超)</p>
		広域幹線沿道区域 第 2 種特定区域	<p>建築物の上端から            工作物の上端までの高さ 5 m 超            かつ            地盤面から工作物の上端までの高さ 10 m 超</p>   <p>(鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物の場合は、地盤面から工作物の上端までの高さ 15 m 超)</p>
		第 1 種特定区域	<p>建築物の上端から工作物の            上端までの高さ 5 m 超            かつ            地盤面から工作物の上端            までの高さ 10 m 超</p> 
	自動販売機	第 1 種特定区域 ※その他の区域は届出不要	<p>高さ 1.5 m 超</p> 

行為の区分		景観計画区域	届出を要する規模
工 作 物 の 建 設 等  新 設 又 は 移 転	(1)鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	一般区域 広域幹線沿道区域 第2種特定区域	高さ 15 m 超 
		第1種特定区域	高さ 10 m 超 
	(2)煙突その他これらに類するもの (3)装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く） (4)高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの (5)ウォーターシャフト、コースター、メリコアラント、観覧車その他これらに類する遊戯施設	一般区域	高さ 13 m 超 
		広域幹線沿道区域 第1種特定区域 第2種特定区域	高さ 10 m 超 
	(6)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの (7)自動車車庫の用途に供するもの (8)汚物処理場、ゴミ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	一般区域	築造面積 1,000 m <sup>2</sup> 超 又は 高さ 13 m 超え 
		広域幹線沿道区域 第1種特定区域 第2種特定区域	築造面積 500 m <sup>2</sup> 超 又は 高さ 10 m 超え 

行為の区分		景観計画区域	届出を要する規模
工作物の建設等	増築又は改築	全ての区域	<p>増築又は改築に係る 築造面積 10㎡超</p> <p>(増改築前又は増築後において 新設・移転の届出が必要な規模 の工作物に限る)</p> 
	外観を変更することとなる改修、模様替又は色彩の変更	全ての区域	<p>改修、模様替え、色彩の変更に 係る面積 10㎡超</p> <p>(改修前において新設・移転 の届出が必要な規模の工作物 に限る)</p> 

行為の区分		景観計画区域	届出を要する規模
開発行為	一般区域	<p>行為地の面積 3,000㎡超 又は よう壁・のり面 の高さ 5m超 かつ長さ 10m超</p>	
	<p>広域幹線沿道区域 第1種特定区域 第2種特定区域</p>	<p>行為地の面積 1,000㎡超 又は よう壁・のり面 の高さ 2m超 かつ長さ 10m超</p>	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	一般区域	<p>行為地の面積 3,000㎡超 又は よう壁・のり面 の高さ 5m超 かつ長さ 10m超</p>	
	<p>広域幹線沿道区域 第1種特定区域 第2種特定区域</p>	<p>行為地の面積 1,000㎡超 又は よう壁・のり面 の高さ 2m超 かつ長さ 10m超</p>	

行為の区分		景観計画区域	届出を要する規模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	一般区域	<p>行為地の面積 3,000㎡超 又は 堆積の高さ 3m超</p>	
	<p>広域幹線沿道区域 第1種特定区域 第2種特定区域</p>	<p>行為地の面積 1,000㎡超 又は 堆積の高さ 2m超</p>	

## (2) 届出対象区域

届出対象となる区域は、次の景観形成区域内となります。

### ア、景観計画区域

奈良県の区域（景観行政団体である奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町、明日香村の区域を除きます。）

奈良県			
景観計画区域（届出対象区域）			景観行政団体
一般区域 (重点景観形成区域以外の区域)	重点景観形成区域		
	第1種特定区域 (世界遺産など県を代表する歴史文化資産が集積する地域の沿道)	第2種特定区域 (県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ付近の沿道)	広域幹線沿道区域 (県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市</li> <li>・橿原市</li> <li>・桜井市</li> <li>・生駒市</li> <li>・葛城市</li> <li>・斑鳩町</li> <li>・明日香村</li> </ul>			

### イ、重点景観形成区域

景観計画区域のうち、広域的・先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を重点景観形成区域として、第1種特定区域、第2種特定区域、広域幹線沿道区域を定めます。

次に掲げる道路の沿道（ただし、高架橋等を有する区間を除く。）及びその道路の境界線<sup>※1</sup>から両側 10 m の範囲<sup>※2</sup>とします。

#### (ア) 第1種特定区域

##### ①法隆寺地域沿道区域

- ・主要地方道大和高田斑鳩線（斑鳩町と河合町の境界から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ(河合町)まで)

##### ②山の辺地域沿道区域

- ・一般国道169号（主要地方道天理環状線との交点から天理市と桜井市の境界まで）
- ・主要地方道天理環状線（市道川原城下滝本線との交点(天理市)から一般国道169号との交点(天理市)まで)

#### (イ) 第2種特定区域

##### ①郡山インターチェンジ周辺沿道区域

- ・一般国道24号（一般国道25号との交点(大和郡山市)から中川中町交差点(天理市)まで)

##### ②法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域

- ・主要地方道大和高田斑鳩線（主要地方道天理王寺線との交点(河合町)から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ(河合町)まで)

##### ③香芝インターチェンジ周辺沿道区域

- ・一般国道168号（市道1-52線との交点(香芝市)から市道5-75号線との交点(香芝市)まで)
- ・主要地方道香芝インター線（全線）

#### (ウ) 広域幹線沿道区域

番号	路線名	始点	終点	備考
①	一般国道24号	奈良市と大和郡山市との境界	郡山南インターチェンジ(大和郡山市)	ただし、郡山IC周辺沿道区域を除く
②	一般国道25号	斑鳩町と三郷町の境界	一般国道168号との交点(王寺町)	ただし、斑鳩町区域を除く
③	一般国道168号	平群町と斑鳩町の境界	生駒市と平群町の境界	
④	一般国道168号	市道5-75号線との交点(香芝市)	一般国道25号との交点(王寺町)	ただし、香芝IC周辺沿道区域を除く
⑤	一般国道169号	明日香村と高取町の境界	主要地方道桜井明日香吉野線との交点(大淀町)	
⑥	一般県道大和郡山広陵線	一般国道25号との交点(大和郡山市)	主要地方道天理王寺線との交点(川西町)	
⑦	一般県道大和郡山環状線	奈良市と大和郡山市の境界	一般国道25号との交点(大和郡山市)	
⑧	都市計画道路中和幹線	大和高田市と橿原市の境界	一般国道165号との交点(香芝市)	
⑨	都市計画道路奈良西幹線	市道5-75号線との交点(香芝市)	都市計画道路中和幹線との交点(香芝市)	

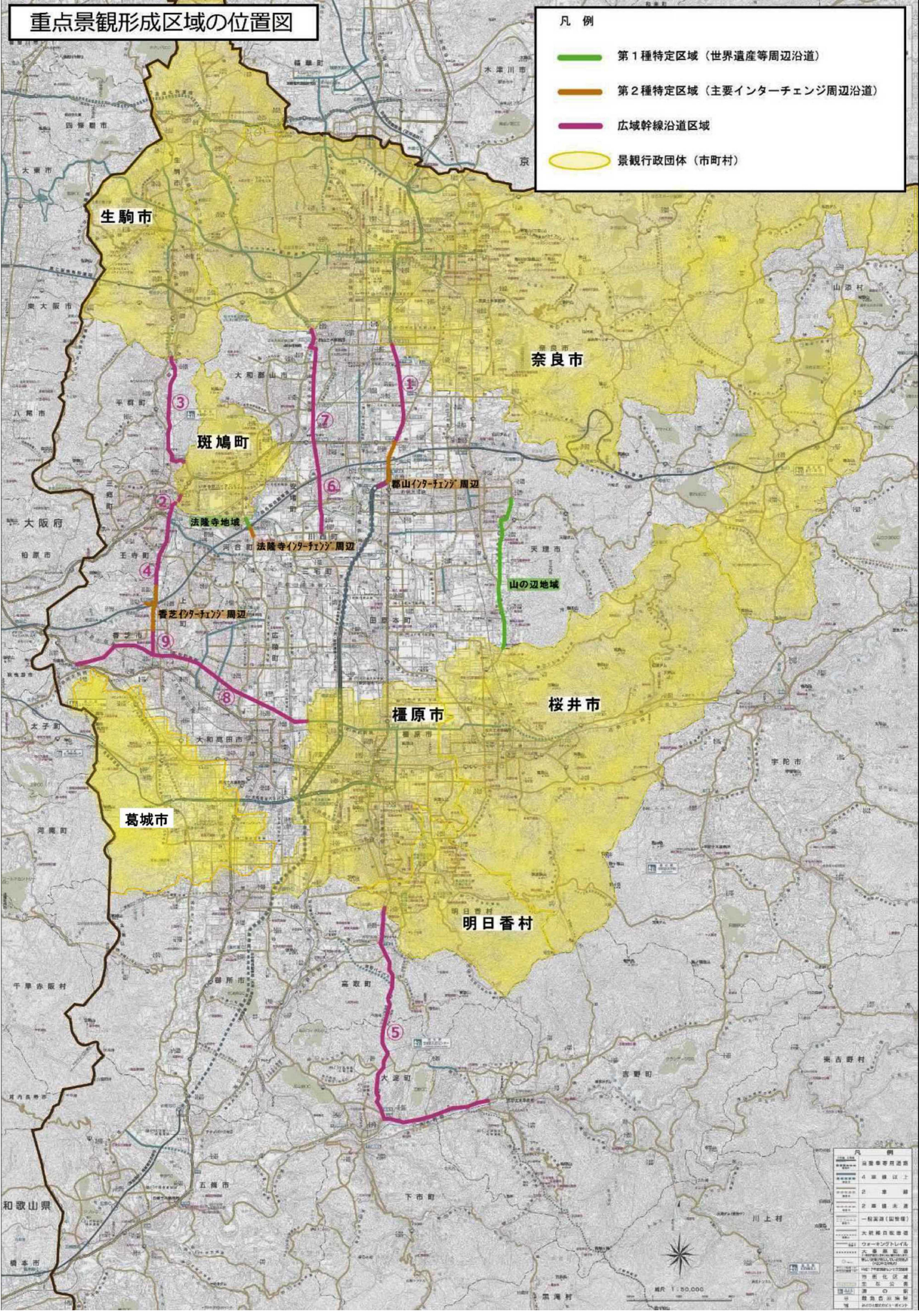
※1 事業を行っている道路の区間については、計画線を境界線とします。

※2 行為の計画地(以下「行為地」という。)が、当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合でその行為地の面積の過半が 10 m の範囲に含まれる場合は、その行為地全体を区域とみなします。また、行為地が当該道路と接しない場合でその行為地の面積の半分以上が 10 m の範囲外になる場合は、その行為地の全体を区域外と見なします。

※ 高架橋等を有する区間を除く。

# 重点景観形成区域の位置図

- 凡例
- 第1種特定区域（世界遺産等周辺沿道）
  - 第2種特定区域（主要インターチェンジ周辺沿道）
  - 広域幹線沿道区域
  - 景観行政団体（市町村）



例	
	国道第163号線
	4車線以上
	2車線未満
	一般国道(旧国道)
	大阪府道
	ワオ-オンダレイ
	大規模商業施設
	都市化区域
	工業区域
	河川
	緑地
	その他



### (3) 届出対象外となる行為

次に掲げる行為については、景観法第16条第7項、奈良県景観条例第9条第7項に基づき、届出対象外となります。

#### ア. 届出対象行為ごとに定めるもの

##### (ア) 建築物の建築等、工作物の建設等

適用除外の要件	根拠条項
通常の管理行為、軽易な行為	法第16条第7項第1号
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第2号
木竹の伐採	政令第8条第3号
景観重要建造物として許可を受けて行う行為	法第16条第7項第3号
景観計画に定められた景観重要公共施設の整備として行う行為	法第16条第7項第4号
景観地区内で行う建築物の建築等	法第16条第7項第8号
地区計画等の区域内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等 (景観計画に定められたものの全てが地区計画等に定められている場合に限る)	政令第9条
準景観地区内で行う市町村条例の規制に基づく建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第10条第2号
仮設の建築物の建築等(建築基準法第85条第5項前段の規定による許可を受けた建築物)	条例第9条第7項第1号 規則第5条第1項
屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件※	政令第10条第4号

#### ※屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の適用除外について

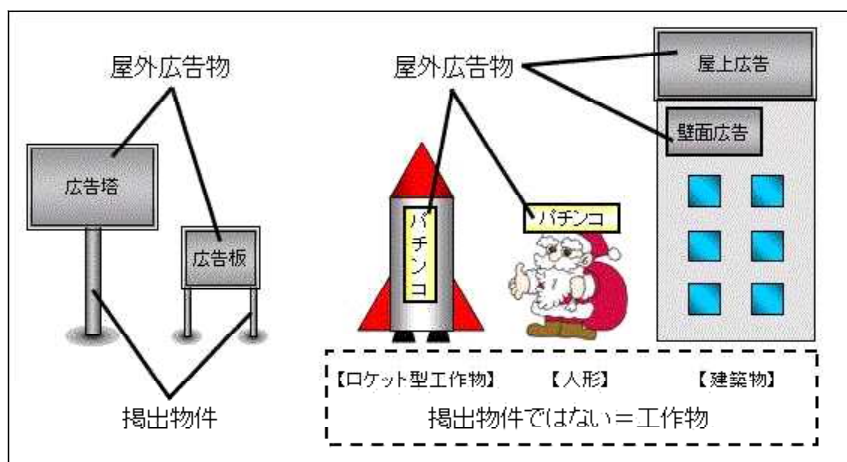
屋外広告物とは、屋外広告物法第2条に次のように定義されています。

「常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」

また、屋外広告物を掲出する物件とは、上記の定義によると「広告塔、広告板、建物その他の工作物等」は掲出物件ということになるが、主として屋外広告物を掲出する目的で設置するものでないものは掲出物件に該当しない(例えば商業施設が集客を目的に設置する大規模なロケットの形をした工作物に屋外広告物が掲出されている場合)。このようなものについては、工作物として景観法に基づく届出の対象となる。

屋外広告物及び掲出物件については、景観法施行令により「屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置」は景観法の届出の適用除外となっている。逆にいうと、屋外広告物条例の規制対象外の区域に表示される屋外広告物又は設置される掲出物件については景観法の届出の対象と

することができるが、そもそも屋外広告物及び掲出物件は屋外広告物条例で規制すべきもの(屋外広告物条例の規制対象外の区域にある屋外広告物を規制する必要がある場合、屋外広告物条例の改正により規制対象区域とする)と考えていることから、全ての屋外広告物及び掲出物件について景観法の届出の適用を除外するものです。



(イ) 開発行為

適用除外の要件	根拠条項
景観地区又は準景観地区内での市町村条例の規制に基づく開発行為	政令第10条第1号

(ウ) 土地形質の変更

適用除外の要件	根拠条項
地区計画等の区域での土地の区画形質の変更 (景観計画に定められたものの全てが地区計画等に定められている場合に限る)	政令第9条
景観地区又は準景観地区内での市町村条例の規制に基づく土地形質の変更	政令第10条第1号
農業又は林業を行うために行うもの	条例第9条第7項第2号

(エ) 物件の堆積

適用除外の要件	根拠条項
建築物の存する敷地内で堆積の高さが1.5m以下のもの	政令第8条第4号
景観地区又は準景観地区内での市町村条例の規制に基づく物件の堆積	政令第10条第1号
農業又は林業を行うために行うもの	条例第9条第7項第3号7
堆積の期間が30日を超えて継続しないもの	条例第9条第7項第3号イ

イ. 他の法令に基づき行う行為又は他の法令に基づき許可、認可、届出、協議等を行うもの

法令等の名称	適用除外の要件	根拠条項
農振法	景観農業振興地域整備計画区域内の農用地区域内における第15条の2第1項の許可	法第16条第7項第6号
文化財保護法	第43条第1項、第125条第1項の許可 第81条第1項の届出 第167条第1項第6号の通知 第168条第1項第1号の同意	政令第10条第3号
	第127条第1項、第139条第1項の届出	規則第5条第2項第1号
文化財保護法 施行令	第4条第2項の許可 第4条第5項の協議	政令第10条第3号
屋外広告物法	第4条又は第5条に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示等	政令第10条第4号
自然公園法	第10条第1項～第3項、第16条第1項～第3項の公園事業の執行 第20条第3項、第21条第3項の許可 第33条第1項の届出 第68条第1項・第3項の協議又は通知	規則第5条第2項第2号
古都法	第8条第1項の許可 第8条第8項の協議	規則第5条第2項第3号
奈良県立自然公園 条例	第8条第1項～第3項の公園事業の執行 第17条第3項の許可 第19条第1項の届出	規則第5条第2項第4号
奈良県自然環境保 全条例	第23条第4項の許可 第25条第1項の届出 第33条第1項・第2項の協議	規則第5条第2項第5号
奈良県文化財保護 条例	第18条第1項、第45条第1項の許可 第33条第1項の届出	規則第5条第2項第6号

※奈良県自然環境保全条例で規定する区域の中で「自然環境保全地域」(十津川村玉置山周辺)の許可等を取った場合は、景観法の届出は不要となりますが、「環境保全地区」(富雄生駒環境保全地区、他13地区)及び「景観保全地区」(高山溜池景観保全地区、他19地区)では、当該届出と景観法の届出の両方の手続きが必要となります。

ウ. その他

適用除外の要件	根拠条項
非常災害のため必要な応急措置として行う行為	法第16条第7項第2号
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	政令第8条第4号

## 2 景観形成の基準

景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準は、次のそれぞれの区域の基準とします。なお、この基準は、全ての項目が一律に適用されるのではなく、行為地における景観の現状や行為の内容により、適用される項目が異なることがあります。

また、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。

(ア) 建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの

(イ) 既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更

(ウ) その他特別に配慮する必要があるもの

### (1) 一般区域・広域幹線沿道区域

一般区域及び重点景観形成区域のうち広域幹線沿道区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

行為	事項	基準
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<b>(一般区域及び広域幹線沿道区域)</b> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。 <b>(広域幹線沿道区域)</b> 6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。
	形態及び意匠	<b>(一般区域及び広域幹線沿道区域)</b> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こととともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにする。こと。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。 <b>(広域幹線沿道区域)</b> 7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。こと。
緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。	

行為	事項	基準
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。</li> <li>3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。</li> <li>4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。</li> <li>5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</li> </ol>
	形態及び意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。</li> <li>2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。</li> <li>3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。</li> </ol>
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ol>
	素材	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。</li> </ol>
緑化		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とする。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。</li> </ol>
開発行為	方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。</li> <li>2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。</li> <li>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</li> <li>5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。</li> </ol> <p>又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</p>
土地の形質の変更	方法	<p><u>土石の採取、鉱物の掘採にあっては、</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</li> </ol> <p><u>土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあっては、</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。</li> <li>4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。</li> <li>6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> </ol> <p>(共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。</li> <li>8 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。</li> </ol> <p>又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</p>
物件の堆積	方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。</li> <li>2 高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。</li> <li>3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。</li> <li>5 塀・等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。</li> </ol> <p>又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1・3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</p>

- ※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。  
 ※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。  
 ※3 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

## (2) 第1種・第2種特定区域

重点景観形成区域のうち第1種・第2種特定区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

行為	事項	基準
共通		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。</li> <li>2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。</li> <li>3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。</li> </ol>
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあつては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあつては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。</li> <li>4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。</li> <li>5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</li> </ol>
	形態及び意匠	<p><b>(第1種・第2種特定区域)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。</li> </ol> <p><b>(第1種特定区域)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。</li> <li>7 原則として、勾配屋根とすること。 ※3</li> </ol> <p><b>(第2種特定区域)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避けること。</li> </ol>
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ol>
	素材	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。</li> <li>2 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮すること。 ※3</li> </ol>
緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。</li> <li>2 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。</li> </ol>	
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>2 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。</li> <li>3 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。</li> <li>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</li> </ol>
	形態及び意匠	<p><b>(第1種・第2種特定区域)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ol> <p><b>(第1種特定区域)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。</li> </ol> <p><b>(第2種特定区域)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避けること。</li> </ol>

行為	事項	基準
工作物の新設又は移転等	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
開発行為	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
	方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	<u>土石の採取、鉱物の掘採にあつては、</u> 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 <u>土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、</u> 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 <u>(共通)</u> 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
物件の堆積	方法	1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準(表1～3)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

- ※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。  
 ※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。  
 ※3 主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く。  
 ※4 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

### (3) 色彩基準

表1 色彩基準【一般区域】【重点景観形成区域－第2種特定区域、広域幹線沿道区域】

種類	基調色												強調色			
	適用区分	自然系地域			住居系地域			工業系地域			商業系地域			全ての地域区分		
		右記以外の区域			住居系用途地域の区域 (*1)			工業系用途地域の区域 (*2)			商業系用途地域の区域 (*3)			明度	彩度	備考
色相区分	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度			
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		・全明度使用可 ・全彩度使用可	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	
		5.0以上8.0以下	1.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下				
		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	2.0以下				
	5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下				
		5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下				
		5.0未満	3.0以下		5.0未満	4.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	4.0以下				
	0.0YR(10R)～4.9YR	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下				
		5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下				
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	6.0以下				
	5.0YR～9.9YR	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下				
		5.0以上8.0以下	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	6.0以下				
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	3.0以下		5.0未満	6.0以下				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下				
		5.0以上8.0以下	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	6.0以下				
5.0未満		4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	3.0以下		5.0未満	6.0以下					
5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下					
	5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下					
	5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	6.0以下					
その他の色相	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下					
	5.0以上8.0以下	1.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下					
	5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	2.0以下					
無彩色	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可				
	5.0以上8.0以下	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可				
	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可				
建築物の屋根	0.0R(10RP)～4.9R	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
	5.0R～9.9R	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
	0.0YR(10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	4.0以下				
	5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	6.0以下				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	6.0以下				
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	4.0以下				
	その他の色相	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
無彩色	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可				

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

\*1 住居系用途地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

\*2 工業系用途地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域 \*3 商業系用途地域：近隣商業地域、商業地域

表2 色彩基準【重点景観形成区域—第1種特定区域】

種類	色相区分	基調色			強調色1			強調色2		
		明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 1.0以下 2.0以下	使用不可	全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	全明度使用可	全彩度使用可	・各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えないものとする。  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。
	5.0R～9.9R	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 2.0以下 3.0以下	使用不可						
	0.0YR(10R)～4.9YR	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 2.0以下 4.0以下	使用不可						
	5.0YR～9.9YR	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 3.0以下 4.0以下	使用不可						
	0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 3.0以下 4.0以下	使用不可						
	5.1Y～9.9Y	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 2.0以下 4.0以下	使用不可						
	その他の色相	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 1.0以下 2.0以下	使用不可						
	無彩色	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	— 0 0	使用不可 使用可 使用可						
建築物の屋根	0.0R(10RP)～4.9R	—	—	使用不可	全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	全明度使用可	全彩度使用可	・各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えないものとする。  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。
	5.0R～9.9R	—	—	使用不可						
	0.0YR(10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下							
	5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下							
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下							
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下							
	その他の色相	—	—	使用不可						
鉄筋コンクリート造の柱等の外観	5.0YR～5.0Y	3.0以下	2.0以下		全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	全明度使用可	全彩度使用可	・各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えないものとする。  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	—	—	使用不可						
自動販売機の外観	5.0YR～5.0Y	8.0以下	2.0以下		全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	全明度使用可	全彩度使用可	・各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えないものとする。  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	8.0以下	0	使用可						

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

(注) 鉄筋コンクリート造の柱等とは、鉄柱、木柱その他これらに類するものも含む。

表3 色彩基準【適用除外】

※一般区域、重点景観形成区域共通

<p>・地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。</p> <p>・木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。</p> <p>・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。</p>
---

■強調色を1/5使用した場合



○カラーに加え、建物の形態等にあわせてアクセントなどを導入することができ、必要かつ十分なデザイン表現が可能

エントランス、低層部など、外観の一部に高彩度色を用いることができ、華やかさのある外観を形成することができる。

-高さ31m超又は建築面積3,000㎡超に適用-

■強調色を1/10使用した場合



高彩度色は○カラーなど店舗の独自性を表現する色彩などに限られ、店舗外観としてはやや変化に乏しいものになる可能性がある。

アクセントはエントランスや外壁の一部(図ではスラブ面)に限られるが、集合住宅としては、十分に变化のある表現が可能である。



## (4) 緑化面積の取り方

緑化面積の算定方法は、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定により算定したもので、植栽（緑化）の面積は、次表の面積の合計について算定します。

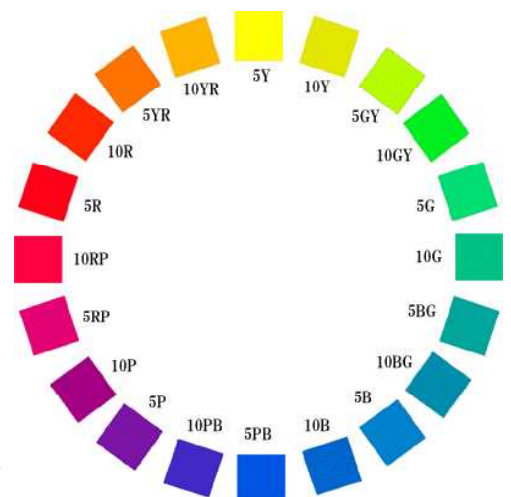
この場合において、植栽には高さが1 m以上の樹木が一本以上存することを要します。

一	高木(高さが2.5 m以上の樹木をいう。以下同じ。)	一本につき7 m <sup>2</sup>
二	中木(高さが1 m以上2.5 m未満の樹木をいう。以下同じ。)	一本につき3 m <sup>2</sup>
三	低木(高さが0.5 m以上1 m未満の樹木をいう。以下同じ。)	一本につき1 m <sup>2</sup>
四	芝生等	水平投影面積
五	樹林又は群植	水平投影面積
備 考		
1 高木、中木及び低木の一本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平投影面積がこの表の面積を超えるときは、当該水平投影面積について算定することができる。		
2 高さが0.5 m未満の樹木は、芝生等を含むものとする。		
3 高さが1 m未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。		

## (5) 色彩の表記方法

### ア. 色彩基準の考え方

一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表記します。しかし色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、景観計画における色彩基準の策定・運用にあたっては、日本工業規格（JIS Z8721 色の表示方法—三属性による表示）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。



### イ. 色相（しきそう）

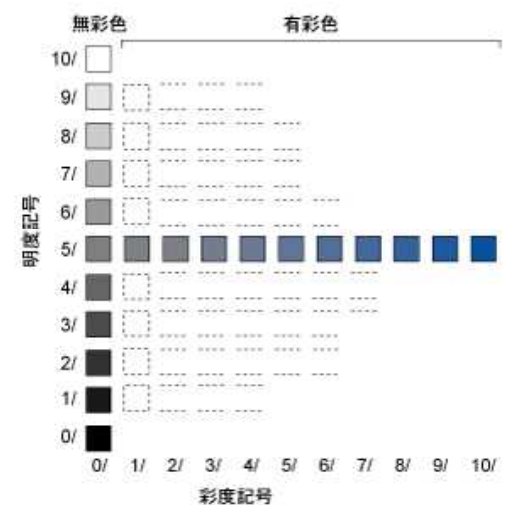
色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Rなどのように表記します。また10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

### ウ. 明度（めいど）

明度は、色の明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

### エ. 彩度（さいど）

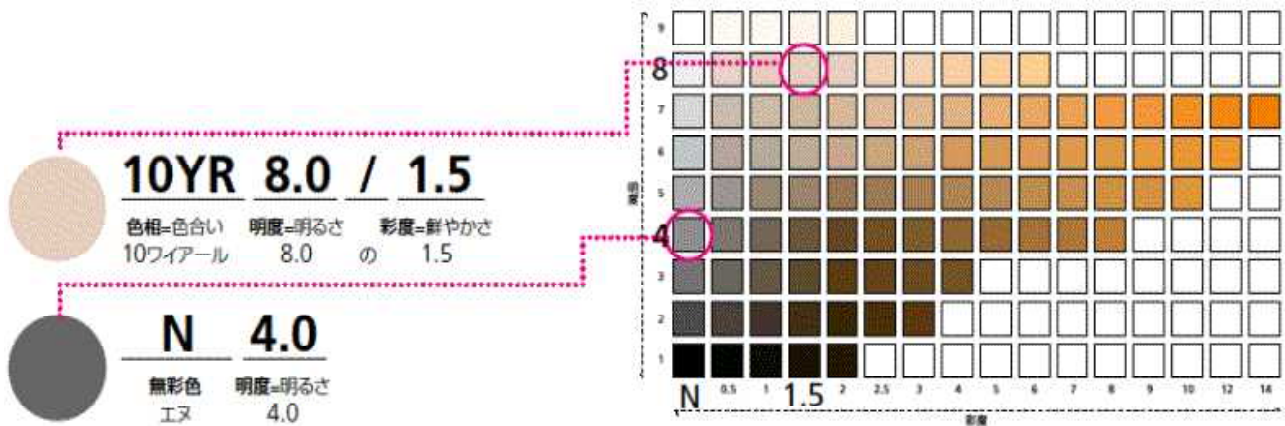
彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。



## オ. マンセル値

マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

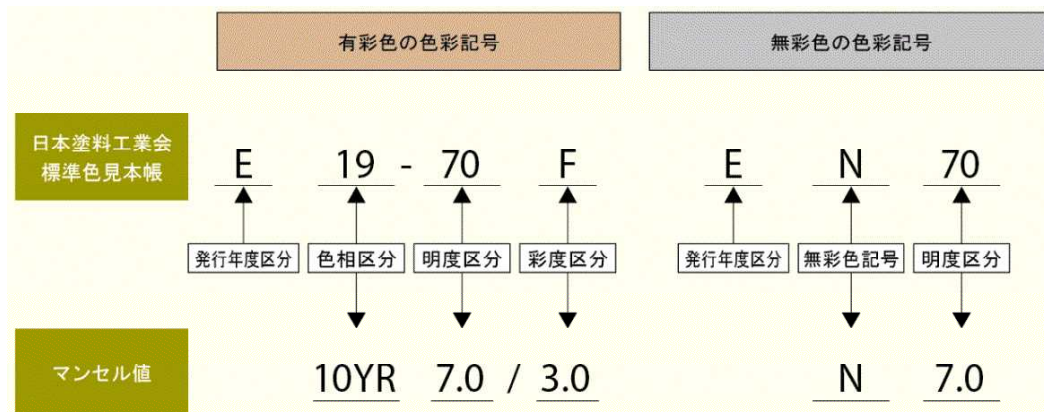
有彩色は、色相、明度／彩度を組み合わせて表記し、無彩色はニュートラルを表す N と明度を組み合わせて表記します。



【マンセル値の表記例】

## (6) 日本塗装工業会標準色とマンセル値の変換方法

建築現場では、(社)日本塗装工業会が発行する塗装用標準色の見本帳が使用されていますが、この見本帳の色番号をマンセル値に変換する方法を次に示します。



【標準見本帳とマンセル値の変換方法】

色相	色相区分	マンセル色相	色相	色相区分	マンセル色相	明度区分	マンセル明度	彩度区分	マンセル彩度
R (赤)	02	2.5R	BG (青緑)	52	2.5BG	95	9.5	A	0.5
	05	5.0R		55	5.0BG	92	9.2	B	1.0
	07	7.5R		57	7.5BG	90	9.0	C	1.5
	09	10R		59	10BG	85	8.5	D	2.0
YR (黄赤)	12	2.5YR	B (青)	62	2.5B	80	8.0	F	3.0
	15	5.0YR		65	5.0B	75	7.5	H	4.0
	17	7.5YR		67	7.5B	70	7.0	L	6.0
Y (黄)	19	10YR	PB (青紫)	69	10B	65	6.5	P	8.0
	22	2.5Y		72	2.5PB	60	6.0	T	10.0
	25	5.0Y		75	5.0PB	55	5.5	V	12.0
GY (黄緑)	27	7.5Y	P (紫)	77	7.5PB	50	5.0	W	13.0
	29	10Y		79	10PB	40	4.0	X	14.0
	32	2.5GY		82	2.5P	30	3.0		
G (緑)	35	5.0GY	RP (赤紫)	85	5.0P	20	2.0		
	37	7.5GY		87	7.5P	10	1.0		
	39	10GY		89	10P				
	42	2.5G		92	2.5RP				
G (緑)	45	5.0G		95	5.0RP				
	47	7.5G		97	7.5RP				
	49	10G		99	10RP				

【標準見本帳番号とマンセル値の対比表】



### (3) 届出に必要な書類

#### ア. 行為の届出

○届出書は3部(正2部、副1部)提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等		1 景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 2 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	
付近見取図	規格	縮尺 1/2,500 以上		
	図書に記載する内容	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物(周辺の状況を示す) 5 行為地の位置		
現況平面図	規格	縮尺 1/2,500 以上		
	図書に記載する内容	1 縮尺 2 方位 3 行為地の区域 4 周辺の土地利用の現況及び地形 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 断面図に係る断面の位置及び方向 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向		
現況写真	規格	カラー写真		
	図書に記載する内容	行為の場所及びその周辺の状況(複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと)		
計画平面図	規格	縮尺 1/100 以上	縮尺 1/100 以上	
	図書に記載する内容	1 縮尺 2 方位及び寸法 3 建築設備、屋根勾配及び形状 4 屋根等の仕上げ(素材を示す) 5 屋根、屋上の彩色を施す(色彩(マンセル表色系による表示)を示す) 【※陸屋根等で屋根仕上げが外部から見えない場合に限り屋根伏図を添付。各階平面図は不要。】	1 縮尺 2 方位 3 断面図に係る断面の位置及び方向 4 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 5 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 6 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
配置図	規格	縮尺 1/100 以上		1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 堆積する物件の位置、種類及び規模 6 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	図書に記載する内容	1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7 外構施設の位置、材料及び面積 8 現況写真の撮影位置及び撮影方向		
断面図	規格		縮尺 1/100 以上	
	図書に記載する内容		1 縮尺 2 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面	
立面図	規格	縮尺 1/50 以上		
	図書に記載する内容	1 縮尺 2 各面の方位及び寸法 3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4 屋根、壁面等の仕上げ(素材を示す) 5 屋根、壁面の彩色を施す(色彩をマンセル表色系により表示)		

※その他必要と認める図面及び書類

※大規模建築物及び高層建築物等の周辺景観に影響を与える行為については、完成予想シミュレーション等により周辺景観の調和について検討した書類を添付。

イ. 事前の助言 (届出をしようとする者は、事前に助言(協議)を求めることができます。)

○届出書(事前助言の申請書)は2部(正1部、副1部)提出して下さい。

	建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
申請書等	1 届出を要する行為に係る事前助言の申請書(第4号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 2 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 届出を要する行為に係る事前助言の申請書(第4号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	
付近見取図	添付図書、規格、記載内容は、上記「行為の届出」に同じです。		
現況平面図			
現況写真			
計画平面図			
配置図			
断面図			
立面図			

※その他必要と認める図面及び書類

ウ. 行為変更の届出 (行為の計画内容が変更した場合は、あらかじめ変更届出が必要です。)

○届出書は3部(正2部、副1部)提出して下さい。

	建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等	1 景観計画区域内における行為の変更届出書(第2号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 2 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 景観計画区域内における行為の変更届出書(第2号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	
付近見取図	添付図書、規格、記載内容は、上記「行為の届出」に同じです。 変更内容が分かるよう、該当する変更前・後の図面等を添付して下さい。		
現況平面図			
現況写真			
計画平面図			
配置図			
断面図			
立面図			

※その他必要と認める図面及び書類

エ. 完了届出 (行為が完了した場合は、遅滞なく完了届を提出して下さい。)

○届出書は2部(正1部、副1部)提出して下さい。

	建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等	1 行為完了届出書(第6号様式) 2 委任状(設計者等に代理委任する場合)	/	/
現況写真	規格 ----- 図書に記載する内容 カラー写真 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示す写真		
配置図	規格 ----- 図書に記載する内容 縮尺 1/100 以上 写真の撮影位置及び撮影方向		

※その他必要と認める図面及び書類

オ. 公共団体の通知 (国の機関又は地方公共団体は通知が必要です。)

○通知書は2部(正1部、副1部)提出して下さい。(景観計画区域内における行為の通知書(様式第3号))

※行為の規模が大きいため、表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じた縮尺の図面に変えることができます。